

災害等情報(詳報)

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：山口県					
災害等の種類： 坑外・運搬装置のため(自動車)	発生日時： 令和2年5月8日(金) 11時20分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			1			1
罹災者(年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数) 58歳、重機オペレーター、請負、勤続年数・担当職経験年数：20年11ヶ月						
罹災程度：死亡						
<p><b>【概要】</b></p> <p>発災当日、7時45分頃から罹災者は60t積ダンプトラック(以下、トラックという。)にて露天採掘場からクラッシャーへの石灰石運搬作業に従事していた。</p> <p>11時20分頃、露天採掘場80ベンチで積込作業が完了し、クラッシャーへ向かって76mを走行した所(転落付近の道路幅は9mから13.6m)で、進行方向左側の転落防止用土盛り(転落付近の高さ68cmから126cm)を乗り越えて、罹災者はトラックごと二段下の60ベンチへ転落した(転落高さ約16m)。</p> <p>連絡車両に乗って付近にいた目撃者によると、トラックは横向きに回転しながら転落し、起き上がった状態で静止した。目撃者がトラックに向かい状況を確認したところ、罹災者は転落したトラックの運転席内で仰向けに倒れた状態で意識がなかったため事務所に連絡し、事務所が救急車を手配した。</p> <p>12時13分、救急車が到着し、キャビンより搬出され、心肺蘇生を実施したが、病院に搬送後、死亡が確認された。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>事故直前の目撃者がいないこと、運搬道路の状況やトラックに異常が確認されなかった等の理由により原因の特定は困難であるが、推定される原因として以下の点が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 罹災者の体調不良により正常な運転操作が困難な状況になった。または、不注意により運転中に何らかの前方視認の問題が発生し運転操作を誤った。</li> <li>2. 死亡災害に至ってしまった原因として、シートベルトとヘルメットを適切に着用していなかった可能性が考えられる。</li> </ol>						

**【対策】**

1. 安全意識や災害防止に対する感性を上げ、基本ルール及び作業基準の遵守を再徹底する。
2. シートベルト等保護具の着用について教育を実施し、着用の確認や監視機器の導入等の策を講じ、管理を強化する。
3. 転落防止用土盛り高さ・幅基準の見直しを行う。見直しは運転手の操作ミス等、通常運転の中で考えられる条件において対応可能なレベルとする。
4. 運搬作業、パトロール業務、自動車の点検基準等の作業基準の見直しを行う。
5. 始業時及び就業中の体調確認を徹底し、健康管理の状況を確認する。

**【参考情報等】**

- 鉱山労働者は、定期的に健康診断を受診し、体調の異常を把握するとともに、体調不良の場合は無理をして業務に就かず、管理者に申し出ましょう。
- 保護具は定期的に確認し、始業前に確実に装着しましょう。

鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。

< 鉱山保安法令 >

機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第 12 条）

巡視及び点検（鉱山保安法施行規則第 26 条）

鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第 27 条）

自動車の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 9 条）

鉱山道路の構造（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 16 条）

< 労働安全衛生法令 >

定期健康診断（労働安全衛生規則第 44 条）

シートベルトの着用（労働安全衛生規則第 157 条の 2）

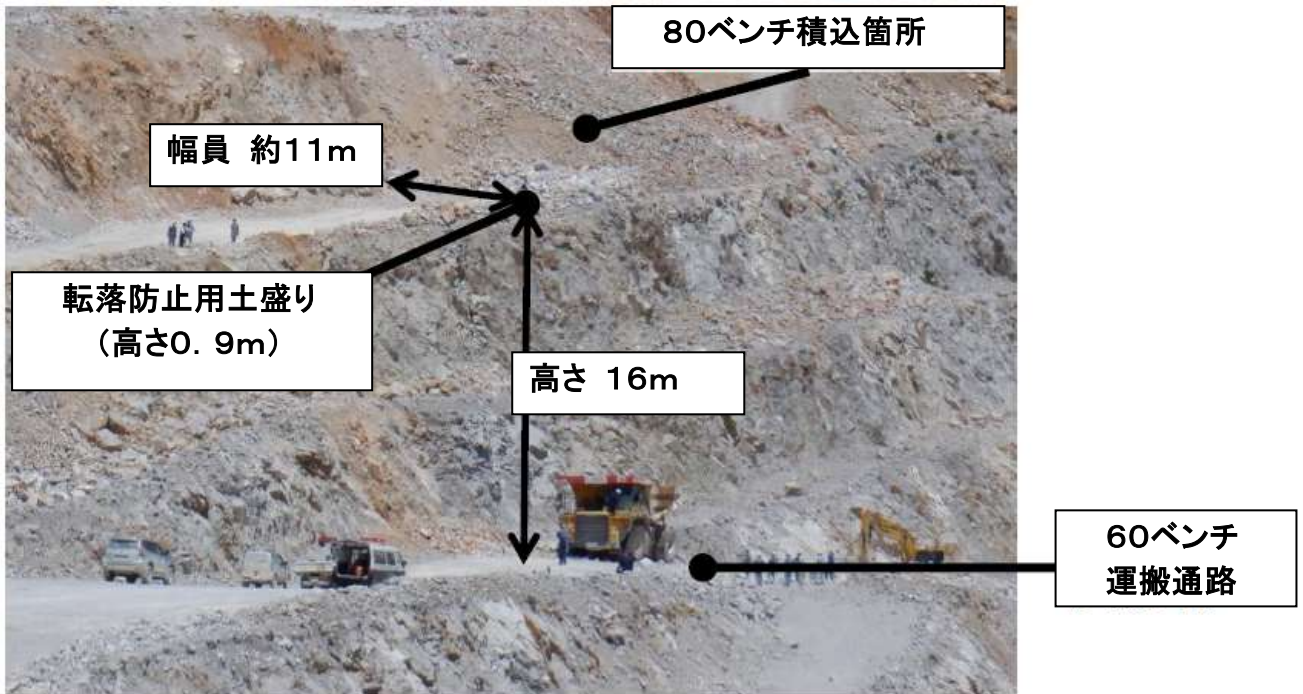
保護帽の着用（労働安全衛生規則第 412 条）

**【お問い合わせ先】**

中国四国産業保安監督部 鉱山保安課 二木、徳永

電話番号：082-224-5755

# 災害状況図



転落時の土盛り通過箇所  
(土盛りが削り取られている)

同上(左タイヤ痕)

